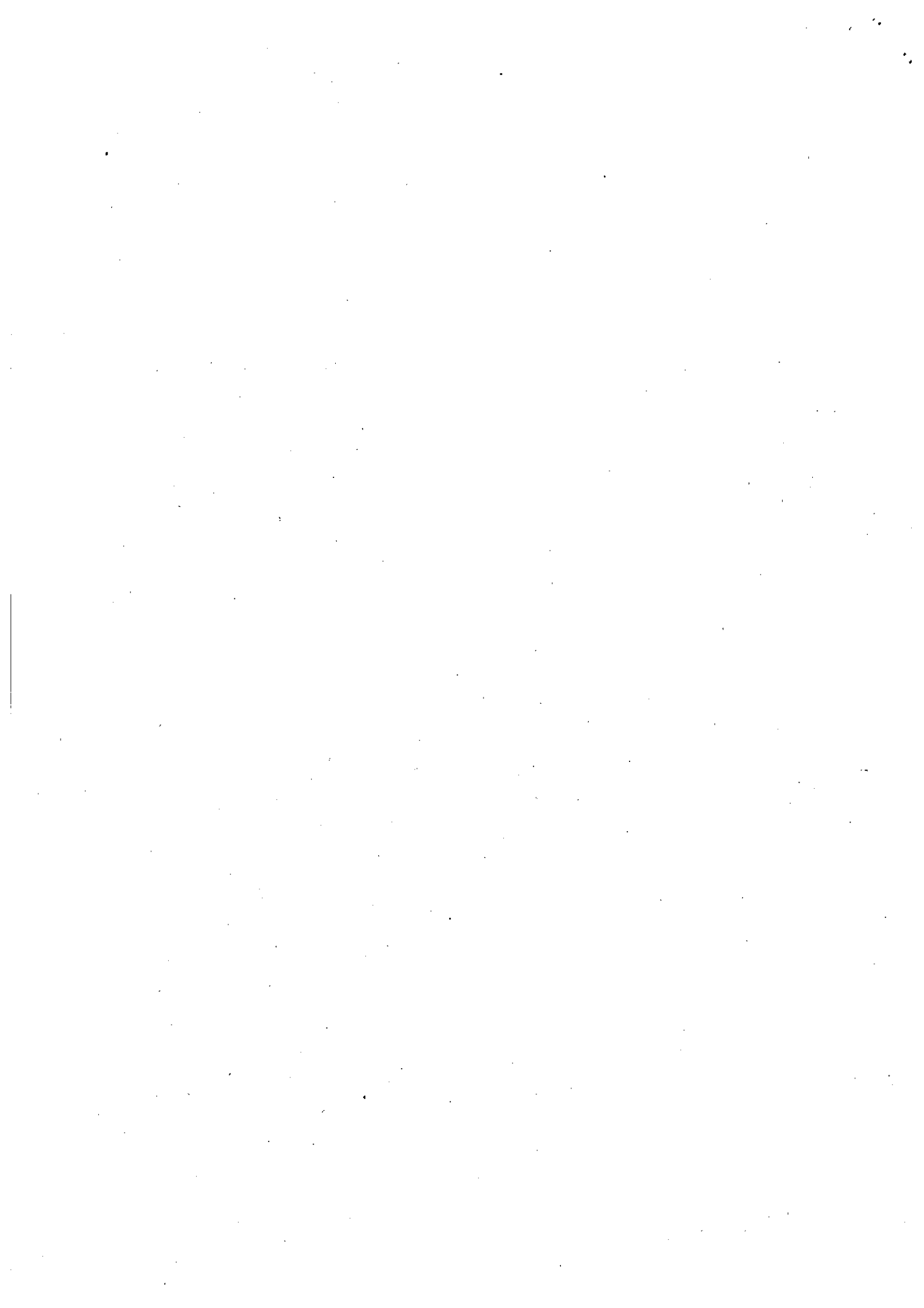


第 127 号議案

長崎市の交流拠点施設(MICE)建設の凍結に関する住民投票条例について

目 次	ページ
1 住民投票条例制定の直接請求について	1～2
2 請求に対する長崎市の意見	2～9
【参考資料】	
交流拠点施設整備に係るこれまでの経緯	10～11

文化観光部
平成30年11月



1 住民投票条例制定の直接請求について

(1) 請求代表者

長崎市岩見町 24 番 6 号 吉富 博久
長崎市岩見町 8 番 17 号 道口 徹也
長崎市茂木町 906-9 山口 八重子

(2) 請求の要旨

- 長崎市は交流拠点施設（以下「マイルス」という。）に 216 億円をかけ新築しようとしている。
これだけの財源があれば、「市が直面している市庁舎の建て替え」、「市長が市公会堂の解体時に公約した市民文化ホールの建設」、「福祉・保健・教育事業」、等々の市民生活に直結した施策の実現を早急に図ることができる。
- 平成 25 年 10 月 25 日、長崎市長は日本貨物鉄道株式会社（以下「JR 貨物」という。）に、「長崎駅西側の JR 貨物の用地（約 1 万 2 千坪）を長崎マイルセンター（仮称）の建設用地として売却して頂きたい。」と公文書で送付している。平成 26 年 3 月 11 日、それに応え JR 貨物は、「4 条件をもって貴市に譲渡することを前提に協議したい。」旨の回答をしている。
市長はそれを受け JR 貨物の 4 条件をのみ、公文書にて市長は独断で 68 億円の土地取得を了承している。
- 市長は平成 26 年 12 月の議会において、名称を『マイルス』から『交流拠点施設』と変更し、再度市議会に土地取得議案を提出した。この時、何故か市議会は「名称のみを変更した詭弁の議案」に附帯決議を付け、否決していたマイルス事業の JR 貨物用地の土地取得を可決し、平成 27 年に売買契約を成立させている。
- このマイルス事業における市民財源での投資額は 300 億円～400 億円と想定されるが、中身は「黒い霧」に覆われ、その事業の「詳細な概要や企画」は市民に周知されていない。市長や市会議員はマイルス事業の必要性について、市民に対し誠実かつ具体的に解り易い説明をする義務を担っている。自らの義務と説明責任を果たさなければならない。
- 市民の要求度の高い課題が山積する中であって、民意の反映を期するという観点から、マイルス建設を凍結することに対する賛否を問う住民投票を実施するための条例制定を請求する。

(参考) これまでの主な経過

日付	内容
平成30年9月4日	・代表者証明書交付申請書の提出
平成30年9月11日	・代表者証明書の交付 ・上記証明の告示
平成30年10月11日	・署名収集終了
平成30年10月16日	・署名簿の提出
平成30年10月31日	・署名簿の審査終了 ・署名簿の審査結果の告示 【署名し印を押した者の総数：8,839人】 【有効署名の総数：7,971人】
平成30年11月1日～11月7日	・署名簿の縦覧（縦覧者なし）
平成30年11月8日	・有効署名総数の告示 【有効署名の総数：7,971人】
平成30年11月9日	・条例制定請求書、署名収集証明書及び署名簿の提出 ・請求の受理通知 ・請求代表者の住所・氏名及び請求の要旨の告示

2 請求に対する長崎市の意見

(1) 請求に対する考え

長崎市の交流拠点施設建設の凍結に関する住民投票条例の制定については、次の理由により反対する。

【理由】

- 長崎市が持続的に発展していくためには、福祉、教育等の市民生活に密着した行政サービスの充実を図るための施策と交流人口を拡大するための施策の両方に取り組んでいく必要がある。
- 交流拠点施設の整備は、交流人口の拡大により、まち全体を活性化させ、雇用の創出と所得の向上を図るとともに、将来の福祉や教育等の行政サービスの充実に向けた財源を生み出し、市民生活の向上につながるなど長崎市全体に様々な効果をもたらす重要な取組みである。
- 仮に現時点で交流拠点施設の建設を凍結することとなれば、MICE事業者等から施設整備に係る事業費を超える損害賠償請求がなされ、多額の財政負担が生じる可能性があり、市民に大きな不利益を生むことに加え、今後、実施していく他の事業にも大きな影響を及ぼし、長崎市の社会的信用を損ねることになりかねない。

- 条例制定請求においては、市民にとって不利益となるリスクが示されておらず、その内容を市民が適切に判断できるものとはなっていない。
- 本事業については、長い時間をかけて様々な議論や検討、取組みを積み重ね、その熟度を高めてきたものであり、今後も責任をもって本事業を進めていくべきであると考えている。

(2) 請求の要旨に対する考え

ア 請求本文（１段目）

請求の内容	請求に対する市の考え
長崎市は交流拠点施設（以下「マイルス」という。）に216億円をかけ新築しようとしている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 約216億円の総事業費のうち、用地の取得に係る費用が約69億円であり、施設整備に係る事業費は約147億円である。
これだけの財源が有れば、	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備に係る事業費約147億円のうち事業を実施することによる国の補助金や地方債は約113億円で、これらを差し引いた一般財源は約34億円である。 ● この投資がもたらす経済効果としては、施設建設に伴う経済波及効果が約225億円、年間のMICE開催による経済波及効果が約114億円と試算される。
「市が直面している市庁舎の建て替え」、「市長が市公会堂の解体時に公約した市民文化ホールの建設」、「福祉・保健・教育事業」、等々の市民生活に直結した施策の実現を早急に図ることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新市庁舎建設、新たな文化施設の整備、福祉、保健、教育等の市民生活に直結する施策はいずれも重要なものであり、施策の実現に当たっては、市民、有識者等の意見をお伺いしながら必要な財源を確保し、計画的に事業を実施してきている。

イ 請求本文（２段目・３段目）

請求の内容	請求に対する市の考え
<p>平成 25 年 10 月 25 日、長崎市長は日本貨物鉄道 K.K. 取締役社長（以下「JR 貨物」という）に、「長崎駅西側の JR 貨物の用地（約 1 万 2 千坪）を長崎マيسセンター（仮称）の建設用地として売却して頂きたい。」と公文書で送付している。平成 26 年 3 月 11 日、それに応え JR 貨物は、「4 条件をもって貴市に譲渡することを前提に協議したい。」旨の回答をしている。市長はそれを受け JR 貨物の 4 条件をのみ、公文書にて市長は独断で 68 億円の土地取得を了承している。平成 26 年 10 月 1 日、市議会が市長が提出したマيسの土地取得議案を本会議で否決した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本貨物鉄道株式会社との文書のやり取りについては、議会の議決による予算の確保ができていない中で、契約前の準備行為として行ったものであることから、契約には当たらず、地方自治法に抵触するものではない。 ● 平成 26 年 3 月 11 日付けの日本貨物鉄道株式会社からの文書に対し、長崎市は、平成 26 年 4 月 10 日付けで、詳細については今後協議のうえ決定していきたい旨を文書で回答している。従って、これをもって市長が当該条件を承諾したものではない。また、平成 26 年 4 月 10 日付けの文書に長崎市が 68 億円で土地を取得することを了承した旨の記載はない。 ● 土地の取得に当たっては、平成 26 年 11 月市議会定例会において交流拠点施設用地として先行取得する予算議案を可決いただき、平成 27 年 2 月 19 日に、長崎市と日本貨物鉄道株式会社との間で土地売買仮契約書を締結している。その後、平成 27 年 2 月市議会定例会において、日本貨物鉄道株式会社所有の土地を交流拠点施設用地として取得する土地取得議案を提案し、平成 27 年 3 月 13 日に議会の議決を経て本契約を締結したものであり、市長の独断ではなく行政組織として意思決定を行ったうえで必要かつ適切な手続を経ている。

ウ 請求本文（４段目）

請求の内容	請求に対する市の考え
<p>J R貨物の４条件の中に、「譲渡期間は平成 27 年 3 月末日を目途とし、遅れる場合は同年 4 月以降、譲渡が完了するまでの間、当該地を貴市が借り上げるものとし、相当額の賃貸料を弊社に支払うこと。」との契約条件があることから、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● この条件は、譲渡することを前提として協議を深めるため相手方から提示されたものであり、平成 27 年 3 月 13 日に本契約を締結した土地売買契約書に契約内容として定められたものではない。
<p>市長が同年 12 月の議会において、名称を『マイルス』から『交流拠点施設』と変更し、再度市議会に土地取得議案を提出した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 26 年 11 月市議会定例会に提案したのは、土地取得に係る予算議案であり、土地取得議案ではない。
<p>この時、何故か市議会は「名称のみを変更した詭弁の議案」に附帯決議を付け、否決していたマイルス事業の J R貨物用地の土地取得を可決し、平成 27 年に売買契約を成立させている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 26 年 9 月市議会定例会の指摘を踏まえ、長崎駅西側の日本貨物鉄道株式会社所有の土地は、M I C Eにかかわらず交流人口の拡大や地域経済活性化を図るため、ポテンシャルの高い重要な土地であること及びまちづくりの観点からも市が取得したうえで活用を図るべきであることから、平成 26 年 11 月市議会定例会に交流拠点施設用地として先行取得する予算議案を提案したものであり、名称のみを変更したものではない。
<p>平成 30 年 6 月議会に上程された「ながさき M I C E建設の補正予算（約・71 億円）は、環境経済委員会の採決において「5 対 4」の僅差により賛成多数で可決されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 30 年 6 月市議会定例会において、（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る予算議案を提案し、環境経済委員会においては、賛成 5、反対 4 で可決し、本会議においては、賛成 26、反対 11 で可決している。また、平成 30 年 9 月市議会定例会において、（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る契約議案を提案し、環境経済委員会においては、賛成 5、反対 4 で可決し、本会議においては、賛成 26、反対 12 で可決していることから、議会の理解は得られている。

エ 請求本文（5段目）

請求の内容	請求に対する市の考え
<p>マイル建設には、「長崎県選出の国会議員の複数が反対。」「先の県議会において、知事はマイル建設には一切関知しないと宣言。」「本市選出の県会議員の過半数がマイル事業そのものに反対。」としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 長崎県選出の国会議員及び長崎市選出の県議会議員における交流拠点施設建設に対する賛否については、根拠が示されておらず、正確な情報とは言い難い。 ● 長崎県知事においては、平成26年9月県議会定例会の答弁において、財政的な支援は厳しいとしながらも、「交流人口の拡大は、県政においても重要な柱であり、コンベンション誘致については、施設の整備如何にかかわらず、全県的視野でこれまで同様に積極的に推進していきたい」との考えが示されている。 ● 平成30年9月に長崎県知事及び長崎県議会議長に対し、「県市一体となったMICE誘致・受入の推進について」の要望を行った際も、MICE誘致に県市が連携して取り組んでいくことを確認している。

オ 請求本文（6段目）

請求の内容	請求に対する市の考え
<p>このマイル事業における市民財源での投資額は300億円～400億円と想定されるが、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流拠点施設に係る総事業費は約216億円であり、地方債の借り入れに伴う利子を含めた額は約232億円である。このうち、国の補助金や地方交付税措置による財源は約62億円を見込んでおり、市の負担額は約170億円となることから、投資額は300億円から400億円という根拠が不明である。

請求の内容	請求に対する市の考え
中身は「黒い霧」に覆われ、その事業の「詳細な概要や企画」は市民に周知されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流拠点施設の検討状況については、議会や市民に対して事業手法、実施体制、施設整備費等について様々な機会を通じて説明を行ってきており、広報誌、ホームページ等においてもその内容を掲載している。併せて、交流拠点施設の検討に当たっては民間のノウハウやアイデアを活かした意見を聴取するサウンディング調査を行い、事業者の公募を行うなど、適宜公表しながら進めてきた。
市長や市議員はミス事業の必要性について、市民に対し誠実かつ具体的で解り易い説明をする義務を担っている。自らの義務と説明責任を果たさなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 26 年度から平成 29 年度までに 56 回の説明会、3 回のフォーラムを開催するなど、事業の内容について市民の理解を深めるための取組みを行うとともに多くの意見を伺っており、説明責任は十分果たしている。

カ 請求本文（7 段目）

請求の内容	請求に対する市の考え
市民の要求度の高い課題が山積する中であって、民意の反映を期するという観点から、ミス建設を凍結することに対する賛否を問う住民投票を実施するための条例制定を請求する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「凍結」とは、物事を一時的に保留の状態にすることを意味するが、いつまでの保留を指すのか、その具体的な内容や期間が明示されていないため、条例制定請求に係る署名が市民の意思を正確に反映されたものとは言い難い。

(3) 本条例に対する考え

ア 第 2 条（住民投票）

条項の内容	規定に対する市の考え
住民の意思を確認するための選択肢の規定 (1) 「MICE」建設の凍結について賛成 「MICE」建設の凍結について反対	<ul style="list-style-type: none"> ● 単に「MICE」建設の凍結について「賛成」か「反対」かの選択肢を用いて投票を行う旨の規定が設けられているが、交流拠点施設は、MICE施設とホテル等を含む民間収益施設の複合施設であり、ビジネスイベントの総称である「MICE」ではない。この規定では交流拠点施設がMICE施設のみ施設であると誤認させてしまう可能性がある。

条項の内容	規定に対する市の考え
住民の意思を確認するための選択肢の規定 (1) 「MICE」建設の凍結について賛成 「MICE」建設の凍結について反対	<ul style="list-style-type: none"> ● 「凍結」とは、物事を一時的に保留の状態にすることを意味するが、いつまでの保留を指すのか、その具体的な内容や期間が明示されていないため、住民の意思が正確に反映されない。

イ 第15条（投票結果の取扱い）

条項の内容	規定に対する市の考え
「市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重する」旨の規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 長崎市の交流拠点施設（MICE）建設の凍結について、住民の意思を確認することを目的として住民投票を行う以上、一定の投票率と得票率を満たさなければ、正確な住民の意思が反映されたとはいえない。 ● 住民の意思を適切に評価するための投票率と得票率の規定を設けることは、必須の要件である。

(4) 総括

- 長崎市が直面する人口減少や少子化・高齢化により、地域経済の縮小や都市の活力の低下が懸念される中、長崎市が持っている資源や個性を最大限に活かし、交流人口をさらに拡大していくことは、今求められている重要な方向性である。
- MICEの推進は、これまでの観光客と異なる新たなビジネス客や研究者の来訪により、より大きな経済波及効果やまち全体の活性化をもたらすものである。交流拠点施設の整備は、交流人口の拡大により経済を活性化させ、雇用の創出と所得の向上を図るとともに、将来の福祉や教育等の行政サービスの充実に向けた財源を生み出し、市民生活の向上につながるなど、長崎市全体に様々な効果をもたらす重要な取組みである。
- 本事業の実施については、議会に諮り、慎重に審議がなされたうえで事業契約を締結し、進めてきている。仮に交流拠点施設の建設を凍結することとなれば、MICE事業者等から損害賠償請求がなされ、多額の財政負担が生じる可能性があり、市民に大きな不利益を生むことが考えられる。さらに、今後、実施していく他の事業にも大きな影響を及ぼし、長崎市の社会的信用を損ねることになりかねない。

- 条例制定請求においては、市民にとって不利益となるリスクが示されておらず、その内容を市民が適切に判断できるものとはなっていない。
- 本事業については、平成 17 年度に、長崎商工会議所からコンベンション施設設置を求める提案書が提出されたことを契機として、長崎市が中心となり、平成 23 年度以降施設の必要性、機能、立地場所等について検討を進めてきた。平成 26 年度には交流拠点施設用地を取得し、平成 30 年度に本事業の実施について議会に諮り、慎重な審議がなされたうえで事業契約を締結している。
- 様々な機会を通じて市民の意見をお伺いするとともに、事業内容について市民周知を図ってきた。地元経済界においては、積極的な取組みが進められ、官民一体となった事業推進が図られている。
- 本事業は長い時間をかけて様々な議論や検討、取組みを積み重ね、その熟度を高めてきたものであり、今後も責任をもって本事業を進めていきたいと考えている。

これらを踏まえ、総合的に判断し、住民投票を実施する本条例は制定すべきものではないと考える。

【参考資料】 交流拠点施設整備に係るこれまでの経緯

年度	内容
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎商工会議所が県、市へ「5,000 人規模のコンベンション施設設置」を求める提案書を提出
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・経済、観光、コンベンションの有識者で構成される長崎市コンベンション施設調査検討委員会による検討
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 回長崎サミット」において「コンベンション施設充実による MICE 拡大」が重要課題であると位置づけられ、長崎市が中心となり施設の必要性、機能、立地場所等について検討 ・官民からなる「コンベンション施設設置アクションチーム」において検討を行い、「第 4 回長崎サミット」（平成 24 年 2 月 1 日）に検討状況を報告
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）長崎 MICE センター整備可能性調査（国土交通省「先導的官民連携支援事業」）を実施し、施設の概要案を作成
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市が日本貨物鉄道株式会社に対し、土地の売却について依頼（10 月 25 日） ・平成 25 年 11 月議会環境経済委員会において、MICE 施設の見直し案などを含めた長崎 MICE センター（仮称）整備・運営事業（案）を説明（12 月） ・日本貨物鉄道株式会社が市に対し、協議を深度化していく旨を回答（3 月 11 日） ・市において、都市経営会議の結果を踏まえ、長崎 MICE センター（仮称）整備・運営事業を実施することについて意思決定（3 月 18 日） ・市議会全員協議会において、市長が MICE 施設整備を推進することを表明（3 月）
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市が日本貨物鉄道株式会社に対し、平成 26 年 3 月 11 日付けの文書の回答を了承し、詳細について協議していく旨を回答（4 月 10 日） ・市、コンベンション協会、経済 4 団体の主催で「第 1 回ながさき MICE フォーラム」を開催（5 月） ・市内 5 か所で市民説明会を開催（7 月） ・「MICE を念頭ににおいた」交流拠点施設用地の取得予算議案の否決（9 月議会） ・市、長崎国際観光コンベンション協会、長崎 MICE 誘致推進協議会の主催で、「第 2 回ながさき MICE フォーラム」を開催（11 月） ・市内 35 か所で市民説明会を開催（11 月）

年度	内容
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流拠点施設用地の取得予算議案の可決（11月議会） （本市の経済活性化や交流人口の拡大のためにMICEにかかわらず将来の利活用について十分検討することなどを要請する旨の附帯決議を採択） ・ 市が日本貨物鉄道株式会社に対し、交流拠点施設用地として長崎駅西側用地を購入することについて依頼（1月16日） ・ 日本貨物鉄道株式会社が市に対し、用地を譲渡する旨を回答（1月27日） ・ 市において、日本貨物鉄道株式会社と交流拠点施設用地の土地売買仮契約を締結することについて意思決定（2月10日） ・ 土地取得議案の可決、交流拠点施設用地を取得（3月13日）
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市において、議会の附帯決議を踏まえ、交流人口の拡大及び経済活性化を図るための最善の活用策について、MICEに関わらず広く検討を行った結果、「MICE機能を中核とした複合施設」を市の活用方針（案）として都市経営会議に諮り、意思決定（2月16日） ・ 市の活用方針（案）を平成28年2月議会総務委員会において説明（3月）
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ MICE機能を中核とした複合施設の整備検討に向けて、民間事業者と直接対話し、意見聴取する対話型市場調査（サウンディング調査）を実施（企業・グループ合わせ17者参加） ・ 事業者公募に係る関係予算議案の可決、実施方針案、要求水準書案の概要を説明（2月議会）
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業の優先交渉権者として九電工グループを決定（11月） ・ 「まちづくりフォーラム～交流拠点施設の活かし方～」を開催（1月） ・ 市内5か所での市民説明会を開催（1月～2月）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先交渉権者の構成員のうち、鹿島建設(株)九州支店を戸田建設(株)九州支店に変更（5月） ・ （仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る予算議案の可決（6月） ・ （仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る契約議案の可決、本契約締結（9月21日）